

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和4年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ④国民健康保険税の納付証明書発行 ⑤口座振替処理 ⑥過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑦督促及び催告処理 ⑧滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 《岡山県国保連合会との連携》 ①資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)の受信 ②高額該当回数引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)
③システムの名称	総合行政システム、国保総合システム、国民健康保険税システム、納税管理人システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国民健康保険資格ファイル
- (2)国民健康保険税賦課ファイル
- (3)国民健康保険税収納ファイル
- (4)国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条,2条,3条,4条,5条,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2の2,33条,41条の2,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20条,25条,25条の2,26条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民部
②所属長の役職名	税務住民部参事

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民部 岡山県勝田郡勝央町勝間田201 TEL0868-38-3115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 岡山県勝田郡勝央町勝間田201 TEL0868-38-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	《岡山県国保連合会との連携》 ①資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)の受信 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)	事前	
平成29年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追記	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年4月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	追記	被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)	事前	
平成29年4月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成27年1月22日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月17日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成27年2月20日	平成29年4月1日	事後	
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	平成29年4月21日	令和1年6月25日	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条,2条,3条,4条,5条,12条の3,15条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20条,25条,25条の2,26条	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	勝央町国営健康保険被保険者一覧表、特定健診受診者一覧表、国民健康保険第3者行為求償者一覧表、国民健康保険退職該当者一覧表、過原補正一覧表、国民健康保険滞納者一覧表、国保出産育児一時金需給者一覧表、国保葬費支給者一覧表、葬費支給対象者一覧表	(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険税賦課ファイル (3)国民健康保険税収納ファイル (4)国民健康保険給付ファイル		
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,119項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条,2条,3条,4条,5条,12条の3,15条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20条,25条,25条の2,26条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条,2条,3条,4条,5条,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,23条,41条の2,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20条,25条,25条の2,26条	事後	
	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	